

○瀬戸内市水道事業競争入札参加資格及び審査等に関する規程

平成20年12月11日

水道事業管理規程第6号

改正 平成21年5月20日水管規程第5号

平成24年12月20日水管規程第13号

平成26年5月27日水管規程第9号

令和元年11月25日水管規程第4号

瀬戸内市水道事業競争入札参加資格及び審査等に関する規程(平成16年瀬戸内市水道事業管理規程第26号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の11第2項の規定に基づき、瀬戸内市水道事業契約に関する規程(平成16年瀬戸内市水道事業管理規程第20号)に定める工事の請負契約に係る指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、その審査その他必要な事項について定めるものとする。

(入札に参加できない者)

第2条 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- (1) 令第167条の4第1項に規定する者
- (2) 第6条の規定による入札参加資格審査を受けていない者

(入札参加の停止)

第3条 水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった日の翌日から起算して2年間の限度とする期間を定めて入札に参加させないこと(以下「入札参加の停止」という。)ができる。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

2 管理者は、前項の規定により入札参加の停止をした場合において、当該入札参加の停止の原因である事実又は行為の適当な是正措置がとられ、入札の遂行、契約の履行及び建設工事の施行上支障がないと認められるときは、当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。

(入札参加資格審査の申請)

第4条 入札に参加しようとする者は、毎年、第6条の入札参加資格審査を受けなければならない。

2 前項の規定により、入札参加資格審査を受けようとする者(以下「入札参加資格審査申請者」という。)は、次の要件を備えていなければならない。ただし、管理者が特に必要でないと認めた者については、この限りでない。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条の規定による許可を受けた者であること。
- (2) 法第27条の23の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていること。
- (3) 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づく中小企業退職金共済若しくは建設業退職金共済組合又は所得税法施行令(昭和40年政令第96号)に基づく特定退職金共済に加入していること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 引き続き2年以上申請する業種の営業を行っていること。
- (6) 申請する業種について経営事項審査のうち、基準決算及び基準決算前年の決算において完成工事高を有していること。

(申請手続)

第5条 入札参加資格審査申請者は、所定の入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を、毎年1月1日から2月末日までの間に管理者に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第27条の27の規定による経営事項審査結果通知書の写し
- (2) 納税証明書
- (3) 建設業許可証明書
- (4) 工事経歴書
- (5) 営業所一覧表
- (6) 営業用機械器具一覧表
- (7) 入札の参加又は契約の締結について権限を委任するときは、その委任状
- (8) 法人にあっては商業登記簿謄本、個人にあっては市町村長が証明した代表者の身分証明書
- (9) 建設業退職金共済組合加入証明書、中小企業退職金共済加入証明書、商工会議所特定退職金共済加入証明書又は商工会特定退職金共済制度加入証明書

- (10) 使用印鑑届
- (11) 印鑑証明書
- (12) 技術職員名簿
- (13) 瀬戸内市水道事業指定給水装置工事事業者証の写し
- (14) 社団法人日本水道協会認定の配水管技士資格認定証又は配水管技能者証の写し
- (15) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

3 管理者が特に必要と認める者に限り、第1項の規定にかかわらず、年度中途において申請書を受け付けることができる。

4 第1項又は前項の規定により申請をした者は、次に掲げる事項について変更があったときは、その旨を速やかに管理者に届け出なければならない。この場合においては、変更を証する書類で管理者が必要と認めるものを併せて提出するものとする。

- (1) 商号又は名称及び代表者
- (2) 営業所の名称及び所在地並びにその代表者
- (3) 建設業の許可事項
- (4) 委任状の記載事項
- (5) 使用印鑑
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が別に定める事項

(入札参加資格審査)

第6条 水道施設工事のうち配水管布設工事(新設、改良等のための配水管の布設、移設及び撤去の工事及び弁栓類の設置工事並びに配水管の修繕工事をいう。)の入札参加資格審査は、前条の規定により申請をした者について、法第27条の23の規定による経営規模、その他経営に関する客観的事項の審査及び工事成績等に関する審査の結果に基づく検査評点並びに技術力評価による点数を加え、次の表の左欄に掲げる点数区分に応じ、同表の右欄に掲げる級別業者に格付けするものとする。

点数配分	級別業者
1,000点以上	AA
780点以上1,000点未満	A
710点以上780点未満	B
630点以上710点未満	C
550点以上630点未満	D
550点未満	E

(入札参加資格の決定)

第7条 入札参加資格者は、配水管布設工事の入札について、同表の左欄に掲げる工事設計金額区分に応じ、同表の右欄に掲げる入札参加資格者の級別業者に該当する者とする。

工事設計金額区分 (消費税額及び地方消費税額を含む。)	級別業者
100,000千円以上	AA
3,000千円以上100,000千円未満	A
50,000千円未満	B
30,000千円未満	C
10,000千円未満	D
3,000千円未満	E

2 次に掲げる工事については、前項の規定によらないことができるものとする。

- (1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
- (2) 災害時における応急復旧工事
- (3) その他管理者が特殊な事情があると認める工事

3 第1項の規定による入札参加資格の有効期間は、その年の6月1日から翌年の5月31日までとする。

(入札参加資格等)

第8条 前2条の規定にかかわらず、建設工事指名競争入札参加者の入札参加資格の審査並びに級別格付け及び工事設計金額区分については、瀬戸内市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱(平成16年瀬戸内市告示第3号。以下「要綱」という。)第6条及び第7条の規定に基づく審査等を準用するものとする。

(入札参加資格の取消し)

第9条 入札参加資格の取り消しについては、要綱第8条の規定を準用するものとする。

(入札参加資格等の審査会)

第10条 入札参加資格等の審査会については、瀬戸内市建設工事入札指名委員会設置規程(平成16年瀬戸内市訓令第24号)第3条に定める委員会が行うものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の瀬戸内市水道事業競争入札参加資格及び審査等に関する規程(平成16年瀬戸内市水道事業管理規程第26号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の瀬戸内市水道事業競争入札参加資格及び審査等に関する規程によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成21年5月20日水管規程第5号)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成24年12月20日水管規程第13号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年5月27日水管規程第9号)

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則(令和元年11月25日水管規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。